



発行所  
三重県地方自治研究センター  
三重県津市栄町2丁目361番地  
三重県地方自治労働文化センター内  
TEL059-227-3298  
FAX059-227-3116  
http://www.mie-jichiken.jp/  
info@mie-jichiken.jp

# 広がりみせる 公契約条例制定の動き

## — 新たに足立区・直方市で成立、全国9自治体に —

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター  
主任研究員 勝島 行正

### おととし

2013年9月に足立区（東京都）、12月に直方市（福岡県）で「公契約条例」が成立しました。これにより、全国に9つの自治体（野田市、川崎市、相模原市、多摩市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、直方市）で制定されたこととなります。また、条例案が提案されたが、成立に至らなかった自治体もあります。本稿では、以上の状況をふまえて、1. 「公契約条例」をめぐる全国の動向、2. 条例を制定している自治体の条例内容のポイント、3. 改めて「公契約条例」の要点と意義、4. 現段階での課題について考えてみたいと思います。

### 1. 公契約条例をめぐる全国の動向

「公契約条例」をめぐる全国の動向については、以下のとおりです。  
（表1）「公契約条例」全国の動向。  
（1）「公契約条例」を制定している自治体※1

【千葉県】野田市【東京都】多摩市、国分寺市、渋谷区、足立区【神奈川県】

【川崎市、相模原市、厚木市【福岡県】直方市  
（2）「公契約基本条例」を制定している自治体※2

【山形県】山形県【秋田県】秋田市【群馬県】前橋市【東京都】江戸川区【高知県】高知市

（3）「要綱・指針等」で「賃金・労働等」の定めのある自治体※3

【北海道】函館市、旭川市【東京都】日野市、小平市、新宿区、杉並区【愛知県】豊田市【佐賀県】佐賀市

（4）2014年4月に「公契約条例」の施行をめざしている自治体

2014年4月に条例施行をめざしている自治体は、山形市、三木市です。山形市は、2013年9月市議会に提案をしましたが、現段階では継続審議となっています。三木市は、2014年3月市議会に提案する方向です。

### （5）都道府県の動向

都道府県段階の「公契約条例」の動きは、概して低調でしたが、最近新たな動きが始まっています。

長野県は、2013年10月21日から11月19日まで「長野県の契約に関する条例（仮称）要綱案」についてパブリックコメントが実施されました。これは、いわゆる基本条例であり、総合評価に労働に関する項目が新設される方向です。

愛知県は、2013年6月に外部委員を入れた「公契約のあり方検討会議」が設置されましたし、神奈川県は、2013年7月に「公契約に関する協議会」が設置されていま

す。

愛知県と神奈川県ともに年度内に報告が出される予定です。今後の議論に注目したいと思います。

（6）条例案が議会に提案されたが、成立しなかった自治体

この間、公契約条例が提案されたが、残念ながら成立しなかった自治体もあります。

尼崎市は、2008年の12月に市議会有志により市議会に提案されましたが、2010年5月に否決されました。

川越市は、2012年9月に市議会全会派の賛成で市議会に提案され、採決されないまま継続となっていました。2013年6月に市当局提案の「公共調達審議会条例」が可決され、市議会提案の公契約条例案は撤回されました。

札幌市は、2012年2月に市長が市議会に提案しましたが、継続となっていました。その後、2013年10月に修正案を提案しましたが、10月31日に否決されました。その後一部議員が市当局とほぼ同じ原案を修正案として提案しましたが、これも11月1日に僅差（1票差）で否決されました。

### 2. 公契約条例の要点

制定されている9つの自治体の「公契約条例」の要点については、「表2」公契約条例「重点比較」を参照して下さい。それぞれ、条例の適用、報酬下限額などに違いがあります。

表1 「公契約条例」全国の動向

都道府県名	自治体名	種別	経過	備考
北海道	札幌市	公契約条例	2012年2月「公契約条例案」市議会提案。以後、継続審議。2013年10月3日市議会で修正案提案。2013年10月31日に市当局の修正案は否決。同日、一部議員が当局原案とほぼ同じ修正案が提案されたが、11月1日に否決(賛成33-反対34)。	
	函館市	要綱等	函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱	2001年4月1日施行。 2011年4月1日改正施行
		具体的な施策	「二省単価」に留意し、適正な資金の支払いに配慮するよう通知	
秋田県	秋田市	基本条例	2013年3月「公契約基本条例」成立。	2014年4月1日施行
	山形県	基本条例	2008年7月「公共調達基本条例」成立。	2009年4月1日施行
山形県	山形市	公契約条例	2013年6月17日から7月16日まで「公契約条例骨子案」についてパブコメ実施。9月市議会で提案したが、継続審査に12月市議会でも同様。	2014年4月施行めざしている。
		基本条例	2013年3月「公契約基本条例」成立。	2013年10月1日施行
埼玉県	川越市	検討中	2012年9月に議員による「公契約条例(案)」が提案された。建設業界の反対等もあり、継続審査となっていたが、2013年6月27日「川越市公共調達審議会条例」が成立。議会で提案した「公契約条例案」は、撤回された。2013年11月18日に第1回「川越市公共調達審議会」が開催された。	
	越谷市	検討中	庁内に「公契約制度調査検討部会」設置。	
千葉県	野田市	公契約条例	2009年9月条例成立。	2010年4月1日施行
	日野市	要綱等	日野市総合評価ガイドライン	2008年9月1日施行
評価項目		「二省単価」の80%以上の労務単価が確認できる		
東京都1	小平市	要綱等	小平市総合評価ガイドライン	2011年4月1日施行
	評価項目	「二省単価」以上の労務単価が確認できる。		
東京都2	多摩市	公契約条例	2011年12月条例成立。	2012年4月1日施行
	国分寺市	公契約条例	2012年6月「公共調達条例」成立。	2012年12月1日施行
東京都3	小金井市	検討中	2010年5月「第3次行政改革大綱」に「公契約条例」2012年度実施明記。具体的な動きは無い。	2012年12月に「市内事業者アンケート」実施。2013年3月公表。
	新宿区	要綱等	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱	
1.対象		a 2000万円以上の工事 b 2000万円以上の委託		
2.確認		チェックシートによる確認		
東京都4	杉並区	要綱等	杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱	2012年3月28日施行
		公契約条例	2012年6月「公契約条例」成立。	2013年1月1日施行
東京都5	渋谷区	公契約条例	2013年9月27日「公契約条例」成立。	2014年4月1日施行
	江川区	基本条例	2010年3月23日「公共調達基本条例」成立。	2010年4月1日施行
神奈川県	世田谷区	検討中	2011年9月外部委員による「公契約検討会」設置。	2013年2月「中間報告」。年度内条例化の方向
	神奈川	検討中	2013年7月16日外部委員による「公契約に関する協議会」設置。	2013年度中に報告書作成予定。公契約条例の制定も含め幅広く検討
神奈川県	川崎市	公契約条例	2010年12月「公契約条例」成立。	2011年4月1日施行
	相模原市	公契約条例	2011年12月「公契約条例」成立。	2012年4月1日施行
長野県	厚木市	公契約条例	2012年12月「公契約条例」成立。	2013年4月1日施行
	茅ヶ崎市	検討中	2013年4月湘南地域連合の政策制度要望に対する回答で「検討会設置」と回答。	
石川県	長野県	検討中	2013年6月に当局より「契約に関する条例の考え方が議会で示される。2013年10月21日「長野県の契約に関する条例(仮称)要綱案について」のパブコメはじまる(11月19日まで)。	
	小松市	検討中	2013年3月市長選挙で当選した和田慎司氏と「連合石川かが地協」とで政策協定(「公契約条例の制定をめざす」)。	
愛知県	愛知県	検討中	2013年6月14日「公契約のあり方検討会議」設置。	2014年3月最終まとめの予定
	豊田市	要綱等	豊田市公契約基本方針(総合評価)	2011年2月10日施行
評価項目(工事・委託)		「労働者への法令を上回る資金等の支払いに関する提案及び検証方法の提案」、「労働者への法令を上回る労働条件に関する提案及び検証方法の提案」などの評価項目		
三重県	豊橋市	検討中	2013年4月22日外部委員による「公契約のあり方に関する懇談会」設置。	
	四日市市	検討中	2013年3月6日外部委員による「公契約制度検討委員会」設置。	
兵庫県	尼崎市	検討中	2008年12月市議有志による「公契約条例」市議会提案。2009年5月委員会否決。2012年12月1日「尼崎市公契約条例の制定をめざす会」発足。	
	加西市	検討中	2012年西村和平市長が当選。マニフェストに「入札改革・公契約条例検討委員会設置」明記。2012年5月「加西市を豊かにする公契約条例づくり連絡会議」結成。署名運動を展開。	「2015年6月までの任期中に条例制定したい。(加西市長)」(神戸新聞2013年1月30日)
高知県	三木市	検討中	2013年5月31日外部委員による「公契約条例検討委員会」を設置。	2014年1月にパブリックコメント。3月市議会に条例案を提案予定。
	高知市	基本条例	2011年12月「公共調達基本条例」成立。	2012年4月1日施行
香川県	丸亀市	総合評価	追加:男女共同参画に関する表彰、労働安全管理に関する認証、法定外労働災害補償制度への加入	
		要綱等	2013年6月13日、市議会で「公契約条例について検討」と答弁(四国新聞)。	
福岡県	北九州市	検討中	2012年8月庁内に「公契約条例に関する研究会」設置。	
	直方市	公契約条例	2013年6月11日に外部委員による「公契約条例策定審議会」設置。5回開催。9月17日から10月16日パブコメ。12月市議会に条例案提案。12月12日の市議会で全会一致で条例成立。	2014年4月1日施行
佐賀県	佐賀市	要綱等	佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱	
		1.対象	5000万円以上の工事	2013年6月3日施行(業務委託に関しても検討中)

本表は、神奈川県地方自治研究センター勝島氏が、自治体のホームページや議会等で公開された資料等を基にまとめたものである。「公契約条例」とは、名称にかかわらず条例に資金(報酬)下限額の定めがあるもの、「基本条例」とは、名称にかかわらず公契約の理念等の定めがあるもの、「要綱等」とは、要綱、指針、総合評価等に資金(報酬)・労働条件等について何らかの定めがあるもの、をいう。

本稿では、2013年に条例が成立した足立区と直方市の条例制定の背景等について以下のとおり簡単にまとめました。※4

(1) 足立区

足立区(近藤やよい区長・2期)は、東京都23区では渋谷区に続く2例目です。人口683,246人(2010年国調)。2013年度の一般会計予算総額は、2,586億円で、財政状況は、財政力指数が0.34で経常収支比率は87.0(2011年・決算カード)となっています。

足立区は、行政改革の「先進自治体」です。この間、足立区は主に現業職場の民間委託を進めてきまし

た。※5 また、「定型業務」の「外部化」の検討を行ってきましたが、2014年1月から、「戸籍・区民事務所窓口」を「民間化」することになっていきます。

今回導入された公契約条例について、足立区総務部長は「コスト削減を追求するあまり、従事者に係る処遇が悪化してはいけない」「業務委託に連動した賃金水準の確保に係る現実的なスキームとして、公契約条例の導入が期待される」「足立区では2013年9月に公契約条例を制定」したとしています。※6

(2) 直方市

直方市(向野敏昭市長・3期)は、福岡県の北部に位置し、人口57,

686人(2010年国調)の大都市近郊都市です。人口は1985年に約6万5,000人でしたが、減少し続けています。2013年度一般会計予算額は、227億6,600万円、財政指標は、財政力指数が0.53、経常収支比率が97.2となっています(2011年・決算カード)。

直方市は、現市長の下で2005年度から「行財政改革」に取り組み、2010年度に実質収支の黒字化に成功しました。この改革には、直方市職員組合も市民生活を守る立場から、自ら協力してきました。2004年度に562人の職員数が2012年度には464人となり※

7、人件費総額も、2004年度に38億6900万円が2012年度には28億3900万円まで減少しています。※8

また、職員組合は、「民間委託しても市としてのサービスの低下を招かないように」との立場から独自に公契約条例の研究を行い、市長に制定を働きかけ、2011年1月に合意に至りました。しかし、その後も具体的な進展が見られなかったため、2012年に一般廃棄物収集事業の全面委託を機に、公契約条例の実現に向けて取り組みを強めた結果、2013年度に公契約条例制定に向けた市当局の取り組みが具体化し、「直方市公契約条例策定審議会

3. 指定管理者

自治体名	指定管理者
野田市	「指定管理施設で直接業務に従事しているすべての労働者」(条例第4条)
川崎市	「指定管理者と公の施設の管理に関する協定労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事する者」(条例第7条第1項第2号)
相模原市	「公の施設で作業に従事する者で指定管理者に雇用される者」(条例第11条)
多摩市	「指定管理協定のうち市長等が必要であると認めたもの」(条例第5条第3号)
渋谷区	なし
国分寺市	「指定管理者により行われる公の施設の管理」(条例第2条第2号)
厚木市	「公の施設の管理に関する協定」(条例第2条)
足立区	「公の施設の管理に関する協定で規則に定めるもの」(条例第17条)
直方市	「予定価格が1000万円以上の指定管理協定のうち、市長又は直方市教育委員会が必要と認めたもの」(条例第5条第3号)

4. 継続雇用

自治体名	継続雇用
野田市	受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。(条例第10条第3項)
多摩市	「受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。」(条例第8条第3号)
直方市	「受注者は、継続性のある業務に関する公契約等を締結する場合は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を特段の事情がない限り雇用するように努めること。」(条例第8条第3号)

5. 審議会

自治体名	審議会
野田市	なし
川崎市	作業報酬審議会
相模原市	労働報酬審議会
多摩市	公契約審議会
渋谷区	労働報酬審議会
国分寺市	公共調達委員会
厚木市	労働報酬審議会
足立区	労働報酬審議会
直方市	公契約審議会

作成：公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 勝島作成。野田市、川崎市、相模原市、多摩市、渋谷区、国分寺市、厚木市は各「条例の手引等」、足立区は「条例」、直方市は「条例等」参照した。

表2 「公契約条例」要点比較

1. 条例の適用

自治体名	条例の適用	
	建設工事	委託業務
野田市	5000万円以上	予定価格1000万円以上
川崎市	6億円以上	予定価格1000万円以上
相模原市	3億円以上	予定価格1000万円以上
多摩市	5000万円以上	予定価格1000万円以上
渋谷区	1億円以上	なし
国分寺市	9000万円以上	予定価格1000万円以上
厚木市	1億円以上	予定価格1000万円以上
足立区	1億8000万円以上	予定価格9000万円以上
直方市	1億円以上	予定価格1000万円以上

2. 報酬下限額

自治体名	報酬下限額	
	建設工事	委託業務
野田市	公共工事設計労務単価85%※1	職種毎に設定※2
川崎市	同 90%	生活保護基準2013年907円
相模原市	同 90%	生活保護基準2013年885円
多摩市	同 90%	生活保護基準2013年903円
渋谷区	同 90%	委託業務は条例対象外
国分寺市	同 90%	製造業/設備の保守点検(953円)、サービス業/施設・設備の管理(運転等)、施設の管理(受付等電話交換、自転車駐留管理含む)、施設の清掃、ごみ収集・運搬(903円)
厚木市	同 90%	生活保護基準2013年882円
足立区	同 90%	建築保全業務労務単価、生活保護基準、区の臨時職員賃金単価
直方市	同 80%	直方市臨時職員日当相当

※1：公共工事設計労務単価：国土省・農林水産省の事業のうち毎年10月に施工中の1000万円以上の工事を対象に51職種(2007年以前は50職種)、約12万人(2009年)について調査している。調査結果は、業別・職種別に集計している。この単価は「公共工事の工事費の積算に用いるためのもの」であり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない」とされている。

※2：「野田市技能職賃金、建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等、市が既に契約した労働者の賃金を勘案」(条例第6条第1項第2号・2013年「手引」を参照のこと)

(以下「策定審議会」)が設置され、5回の審議を行い、「直方市公契約条例案」をとりまとめました。策定審議会の議論では、事務局原案に対して、労働者委員だけでなく事業者委員からも「条例対象の拡大」、「報酬下限額の引き上げ」が求められるなど、終始前向きな対応でした。その後、12月市議会に提案され12月12日の市議会で全員一致賛成となりまりました。

直方市の条例制定の意義は、これまで「公契約条例」が人口も財政規模も「大きな自治体」に集中していましたが、直方市は、人口規模、財政規模もいわば「普通の自治体」です。そうした自治体で実現できたこと、しかも、首都圏を大きく飛び越えて、九州に広がったこと、可能性のあることを証明しました。

3. 公契約条例の要点と意義

公契約条例の要点と意義について、考えてみたいと思います。

(1) 公契約条例は、自治体独自の条例

公契約条例は、自治体独自の条例で、それぞれの自治体ごとに、自治体の諸条件を勘案してつくられています。例えば、賃金(報酬)下限額についても自治体ごとに違います。また、条例の作り方も自治体によってさまざまです。自治体ごとにおかれている条件に応じて創意工夫する余地があるといえます。

(2) 契約自由の原則に基づいている

公契約条例は、あくまでも民法上の契約自由の原則に基づいています。自治体が発注する建設工事や業務委託業務等に係る仕事に従事する労働者等の賃金(報酬)の下限額等を条例で定め、入札に応じた事業者との間で交わす契約に依っていません。事業者は、この入札に参加するものも自由です。この条例の重要なポイントです。

(3) 公契約条例の意義

「1」公正競争の実現ーダンピングの防止

自治体の入札をめぐる重要な課題の一つが、いわゆる「ダンピング(市場価格より不当に低い価格で受注すること)」対策でした。国交省は、2013年3月29日に、2013年度の設計労務単価の発表に際して関係業界や自治体に対して「技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請」を出しました。いわゆる「ダンピング受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因と

なって、近年、若年入職者の減少が続いています。その結果、技能労働者の需給のひっ迫が顕在化しつつあり、入札不調が発生している」としています。

このダンピングを防止し、公正競争を実現させるには、労働者の賃金について下限額を定める公契約条例が必要です。

「2」官製ワーキングプアをなくす

2009年の「大阪市営地下鉄の清掃委託労働者が生活保護受給」との報道は、官製ワーキングプアを象徴する事態として関係者に大きな衝撃を与えました。業務委託に限らず、自治体が発注する仕事に従事する労働者の賃金では、国が定める「最低生活」が保障されない劣悪なものであることを明らかにしました。自治体が、ワーキングプアをつくってはならないことは、いうまでもありません。

「3」公共サービスの質を守る

2009年に成立した「公共サービス基本法」では、公共サービスが①「国民生活の基盤であること(第1条)」、②「国民の権利であること(第3条)」、③「国や自治体の責務であること(第4条、5条)」とされています。そして国や自治体は④「安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事す

る者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備に必要な施策を講ずるよう努める(第11条)こととしています。公契約条例は、この公共サービス基本法をふまえたものです。

「4」事業者にもよい条例

既に見たように近年、公共事業をめぐっては、賃金の低下↓若手建設技能者の減少↓建設技能の衰退の恐れ↓業界の存亡の危機となっており。しかし、現段階では、有効な手を打っていません。公契約条例によって、賃金低下の歯止めをかけ、建設技能労働者が定着し、技能・技術を維持・向上していくこととなります。このことは業界にとっても大きなメリットです。

「5」市民にも行政にもよい条例

自治体には、市民の命と暮らしを守り、人間らしい生活を保障する責務があります。また、公共サービスは安全で安心なものでなくてはなりません。公共サービスが「安かろう、悪かろう」であってはなりません。責任ある公共サービスの提供体制を自治体がつくることは、市民生活の安心・安全をつくりだすこととなります。

4. 公契約条例の課題

(1) 根強い「違法論」、「コスト論」の克服

業界、自治体当局などの中には、いまだに「公契約条例」について「違法論」が根強くあります。「公契約

条例」の動きが広まるにつれて、強まっています。これらの多くは、「誤解」に基づくものだと思いますが、「公契約条例をつくらない」ために使われているという過言ではありません。改めて「違法論」の「誤解」を解消しなければなりません。\*

さらに「コスト論」もあります。

この点では、野田市によれば、公契約条例の導入によって野田市総予算の2%程度(2010年度)の増であること、また、川崎市の担当課は、「運用にあたっての工夫で、コスト負担はない」としています。コスト論の基本は、自治体の財政執行の効率化は大前提ですが、同時に「安かろう悪かろう」を排除しなければなりません。「コスト論」が条例を制定しないための「口実」であってはなりません。

(2) 建設業界「存亡の危機」論

建設業界は、現在、「存亡の危機」にあると思います。これに対して国交省も建設業界も対策をはじめています。2013年7月18日には、大手ゼネコンでつくる「日本建設業連合会」が「労務賃金改善等推進要綱」を発表しました。これによれば国交省の動きと呼応して「労務単価引き上げが賃金水準の向上に確実につながるよう、そのための措置を実施するとともに、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取り組みを推進する」としています。

こうした建設業界の危機については、関係者あげて取り組まなければならない文字通り喫緊の課題であ

り、「ラストチャンス」だと思えます。そのためにも「公契約条例」あるいは「公契約法」が必要であり、最も効果的だと思います。なぜなら、「ダンピング」とは、賃金を不当に引き下げることによってなりたっています。公契約条例によってこれを防止し、重層構造の下で「下請・孫請」で働く労働者の賃金の下限額を守らせ、建設技能者の生活を維持することができます。

(3) 自治体の「まちづくり」に欠かせない

建設事業者あるいは建設技能者は、それぞれの自治体の「まちづくり」「災害対策」などの政策実現に欠かすことができません。また、「行政改革」の主要な施策は業務の民間委託であり、その範囲は年々拡大しています。今や、民間委託労働者の存在無くして自治体業務は進まない状況にあります。公共サービス基本法がいう「公共サービスは国民生活の基盤」であるためには、そこで働く労働者が、人間らしい労働条件と労働環境の下で働くことなくして、公共サービスが安心して、持続的に提供されることはあり得ません。公契約条例は、持続的な「まちづくり」に欠かすことができないのです。

※1「公契約条例」とは、名称の如何に関わらず「条例に賃金・報酬下限額等の定めのあるもの」名称は川崎市は「川崎市契約条例」、国分寺市は「国分寺市公共調達条例」、その他は「公契約条例」。

※2「公契約基本条例」とは、「公契約の理念やあり方を定めたもの」。名称は山形県、江戸川区、高知市は「公共調達基本条例」、その他は「公契約基本条例」。

※3 他に男女共同参画や障害者雇用、環境などの「社会的価値」の実現をめざす自治体もある。

※4 先行する7自治体の成立の経過については、「公契約条例の到達点と今後の課題」(勝島行正・月刊自治総研2013年1月)、足立区と直方市の条例制定の背景等については、「着実に広がりを見せている公契約条例制定の動き」(勝島行正・自治研かながわ月報2013年12月号)参照。

※5 足立区の職員数は、1982年度5,853人が2013年度3,438人(削減数2,415)。内訳：事務△21、福祉・社会教育等+19、技術+83、保健師・保険監視等△4、保育士△363、技能労働職△2,099、その他△30「日本公共サービス研究会中間報告書」(足立区、2013年6月)。

※6 「ここまでできた自治体アウトソーシング―日本公共サービス研究会」の現状と課題―(地方財務)2013年12月号/ぎょうせい。

※7 一般職員、任期付職員、再任用職員、派遣職員、嘱託職員の合計

※8 「直方市行政改革大綱、直方市行政改革実施計画の総括」(2013年7月30日)

※9 公契約条例の法的な整理については、「公契約を媒介とする雇用と労働条件の規整」古川景一・季刊労働法239/2012年冬号参照。

プロフィール

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター

主任研究員

かつしま 勝島 行正

1970年 横浜市役所に入庁。自治労横浜書記長、自治労神奈川県本部書記次長、同副委員長を歴任。1999年から神奈川県地方自治研究センター勤務。著書「公契約を考える 野田市の公契約条例制定を受けて」(辻山幸宜、上林陽治編「公人社」2010年)